

通年議会導入に向けた検討

議会改革推進会議

1 結論

飯田市議会における通年議会の導入については、直ちに導入する必要性はない。ただし、「災害等突発的又は緊急的事案が発生した場合における飯田市議会業務継続計画の策定について」と、「補正予算に関して専決処分できる事案内容と金額について」は、新たな検討項目とする。

2 通年議会導入に係るメリットについての検証

別紙のとおり。

(別紙)

通年議会導入に係るメリットについての検証

議題

今の飯田市議会の議会活動のやり方で、通年議会を導入した時のメリットをカバーすることはできないか。また、どのようにすればカバーできるか

| | メリット | 現状を踏まえた検証 |
|---|---|--|
| (1) 招集手続を経ず議長判断で随時に本会議を開くことができるなど、機動的、弾力的な議会運営が可能となることによるもの | ①災害等突発的又は緊急の事案が発生した場合に速やかに対応できる。 | 別建てで検討する必要あり |
| | ②随時に委員会の所管事項調査ができるため、委員会活動を充実させることができる。 | 現行通り定例会において議決することで対応可能。ただし、公務、公務補償との関係については議運で検討中 |
| | ③市長の専決処分がなくなり、議会で審議することが可能になる。 | 通年議会を導入している他市の場合、ほぼ専決処分を無くした市もあるが併用している市もある。これについては、別建てで検討する必要あり |
| (2) 審議時間を十分に確保することができることによるもの | ①議員間討議の機会を増やすことができる。 | 議会改革を進める中で取り組みが始まっている |
| | ②議案の修正、政策立案、政策提言等を行いやすくなる。 | |
| | ③委員会において、参考人制度の活用が容易になる。 | |
| | ④委員会において、手続に時間を要する公聴会制度を活用しやすくなる。 | |
| (3) 議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなることによるもの | ①次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。 | 地方自治法が改正され議長に臨時議会招集権が付与されたこともあり、通年議会を導入しなくても、ほぼ同じ取り扱いが可能 |
| | ②意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。 | 通年議会を導入している他市の場合も、2回、4回と区切りはあり、結果的に取り扱い方は変わらない |